

## 申請に対する処分

|      |                        |
|------|------------------------|
| 処分名  | 悠遊長生き・健康づくり推進事業利用の決定   |
| 根拠法令 | 奄美市悠遊長生き・健康づくり推進事業実施要綱 |
| 所管課  | 高齢者福祉課                 |

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人

奄美市に居住するおおむね65歳以上の高齢者で次に掲げる者

ア 介護保険の要介護認定の結果、自立と判定された高齢者

イ 加齢により、今後要介護状態に陥るおそれがあると判断される高齢者

ウ その他この事業によるサービスの利用が真に必要と認められるもの

#### (2) 申請の方法

悠遊長生き・健康づくり推進事業申請書を提出する。

#### (3) 許認可等の要件

上記(1)の要件に該当している者

### 2 標準処理時間

7日